

令和5年度新規高卒非常勤職員向け通信教育講座実施要領

1 目 的

非常勤職員の資格取得を支援するため、通信教育講座の受講機会を提供し、その経費の一部を助成するものです。

2 受講対象者

受講対象者は令和3年3月以降に高等学校を卒業し、県及び市町村が採用した新規高卒者の非常勤職員（以下、「新卒非常勤職員」という。）です。

3 受講コース

青森県総務部人事課が指定する通信教育講座（別表「令和5年度通信教育講座一覧表（新規高卒採用・非常勤職員用）」参照）の中から希望する講座となります。

（1）申込期間

第1回申込 令和5年4月14日（金）から令和5年5月 8日（月）まで

第2回申込 令和5年8月 1日（火）から令和5年8月31日（木）まで

※ 上記期間内でも定員になり次第、受付を終了します。また、上記期間内に申し込まれなかったものは、受付しませんので御注意ください。なお、年度内で受講できるのは、一人1講座のみとなります。

（2）申込方法

受講を希望する場合は、**申込書**（県においては（様式1）、市町村においては（様式2））及び助成金の支払時に使用する**相手方登録入力票**（様式3）に必要事項を記入し、県においては各所属が、市町村においては当該市町村分を研修担当課が取りまとめの上、電子メールで提出してください。

なお、講座により合格点や再受講の可否など修了要件が異なりますので、申し込む前に必ず取扱機関のホームページにより各通信教育講座の詳細をご確認ください。

- 産業能率大学 <https://www.hj.sanno.ac.jp/cp/distance-learning/>
- JTEX / 日本技能教育開発センター <https://www.jtex.ac.jp/products/list>

<提出先>青森県自治研修所メールアドレス jichiken_k@pref.aomori.lg.jp

※ 様式等は、県庁ホームページ内「青森県自治研修所ホームページ」に掲載しています。
<https://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/shokuin/jitiken-top2.html>

（3）申し込みから受講開始までの流れ

ア 第1回申込

4月14日 5月8日

申し込み
→

《申込締切》

- ① 取りまとめ（青森県総務部人事課）
- ② 指定通知（青森県総務部人事課→受講者）
- ③ 一括申し込み（青森県総務部人事課→取扱機関）
- ④ 教材の受取（取扱機関→受講者）

6月1日

《受講開始》

イ 第2回申込

8月1日 8月31日

10月1日

申し込み

- ⑤ 取りまとめ（青森県総務部人事課）
- ⑥ 指定通知（青森県総務部人事課→受講者）
- ⑦ 一括申し込み（青森県総務部人事課→取扱機関）
- ⑧ 教材の受取（取扱機関→受講者）

《申込締切》

《受講開始》

※ 第2回申込は、10月1日受講開始となるため、受講期間1～4か月の講座が対象となります。

（４）受講者の決定

青森県総務部人事課は受講者を決定し、その結果を受講開始日の前月20日までに、県においては所属、市町村においては研修担当課を経由して本人に通知するとともに、各取扱機関に一括して申し込みを行います。

（５）受講の手続

受講の手続は概ね次のとおりですが、詳細については各取扱機関の指示に従ってください。

- ① 受講決定の通知を受けた受講者は、各取扱機関から送付される請求書により所定の期日までに受講料を払い込んでください。（事前払いとなります。）
- ② 受講者は各取扱機関から送付されたテキスト等により学習の上、レポートを提出して評価及び添削指導を受けてください。
- ③ 全レポートを提出し、合格した受講者には修了証が授与されます。修了証は、青森県総務部人事課が各取扱機関から受領し、確認後、受講者に対し郵送します。
- ④ 不合格となったレポートがある場合でも、再提出制度がある場合は再提出するなど、最後まで合格できるよう努めてください。
- ⑤ 各取扱機関における在籍期間は概ね所定の受講期間の2倍となっていますが、在籍期間内に修了しない場合は除籍となりますので御注意ください。

（６）受講者の負担

受講者の負担する経費は次のとおりです。

- ① 受講料及びその払込みに要する経費
- ② レポート等の郵送に要する経費

（７）助成金の支給

青森県総務部人事課は通信教育講座を修了した受講者に対し、次のとおり助成金を支給します。

- ① 支給対象は令和6年1月末日までに修了した受講者（受講期間が8か月の講座のみ2月末日）とします。修了の確認は上記（５）③のとおり青森県総務部人事課が行いますが、取扱機関から直接修了証が届いた場合はご連絡ください。

レポート合格から修了認定までにかかる時間はコースによって異なりますので、期間に余裕をもってレポートを提出してください。

- ② 助成金の額は次のとおりとします。
修了者には、1人につき受講料の5割（百円未満切り捨て）を限度に助成します。
- ③ 助成金の支給は口座振込により行い、支給の時期は、3月下旬となります。

【お問い合わせ】 青森県総務部人事課研修・人材育成グループ（青森県自治研修所） 電話：（直通）017-736-2011 メール：jichiken_k@pref.aomori.lg.jp
--